

大阪市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市環境影響評価条例施行規則（平成11年大阪市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第12条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第12条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

事業の種類	行為
[同左]	
(7) 条例別表第7号に掲げる事業の種類	[ア～エ 同左] オ 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知 [カ～ク 同左]
(8) 条例別表第8号に掲げる事業の種類	建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
(9) 条例別表第9号に掲げる事業の種類	ア 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知 [イ～キ 同左]
(10) 条例別表第10号に掲げる事業の種類	ア 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知 [イ 同左]
(11) 条例別表第11号に掲げる事業の種類	ア 建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知 [イ～ケ 同左]
[同左]	

[別表第2 別紙2]

事業の種類	行為
[略]	
(7) 条例別表第7号に掲げる事業の種類	[ア～エ 略] オ <u>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</u> [カ～ク 略]
(8) 条例別表第8号に掲げる事業の種類	<u>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</u>
(9) 条例別表第9号に掲げる事業の種類	ア <u>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</u> [イ～キ 略]
(10) 条例別表第10号に掲げる事業の種類	ア <u>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</u> [イ 略]
(11) 条例別表第11号に掲げる事業の種類	ア <u>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</u> [イ～ケ 略]
[略]	